

ODA大綱見直しに関する意見交換会（中部）

平成26年9月

9月19日、JICA中部国際センター（名古屋）においてODA大綱見直しに関する意見交換会が開催されたところ、主な意見の概要は以下のとおり。

1. ODA大綱見直しに関する有識者懇談会報告提出後の動き（名古屋NGOセンター）

- 本年3月、岸田外務大臣の下にODA大綱見直しに関する有識者懇談会が発足するに当たり、委員8名の中1名をNGOから送り出した。有識者懇談会は、透明性が高いものではなく、自由に発言できる場ではなかったが、最大限情報共有ができる範囲で全国に情報を流し、後方支援として皆の意見を有識者懇談会にインプットした。また、本年6月に有識者懇談会の報告が出された後は、NGOとして統一した意見を出そうということで、円卓会議を持ち、また、有志によるタスクフォースにて提言の原案を作り、それを全体で叩く形で、できるだけ皆の意見を反映させる形で進めてきた。また、市民フォーラムや学習会を開き、広く市民の方に呼びかける活動も行っている。
- 「国際協力NGOによるODA大綱見直し10の提言」の形でNGOとしての意見はまとめたが、ODA大綱の見直しという急に起こった動きに対して応えていくのが精一杯で、じっくり取り組んだという形には残念ながらなっていない。今般のODA大綱の見直しは、本年3月28日に岸田外務大臣が記者発表をしたところから始まっている。2003年にODA大綱が改定された際は、1997年頃からNGO側も見直し作業に向けて委員会を作り、外務省も外務大臣の私的懇談会として「21世紀に向けてのODA改革懇談会」（第1次ODA改革懇談会）を設けて議論し、1992年の最初のODA大綱についての評価も行い、次の大綱を作るにあたっての懇談会に皆が参加、意見を言い、その意見を元にODA大綱を作っていくというプロセスがあった。今回は、前回の改定から10年が過ぎ、そろそろ見直しの時期にあるということは分かっていたが、どちらかというと唐突な感じの記者発表から始まっている。NGO側としては、NGO・外務省定期協議会（ODA政策協議会）において、1年半ほど前に「10年くらい経っているので見直し作業は行うのか」とODA大綱見直しを議案として提案したが、当時はその動きはないということで時間が過ぎ、NGO側もうっかりしていたとはいえ、今回はリアクティブな、じっくり取り組んだ意見が出せるような地道な取組ができないプロセスだった。
- ODA大綱は閣議決定文書だが、NGOとしては、大綱ではなく国会できちんと議論して、国際協力基本法とし、国際協力省を立ち上げるべきということ。「10の提言」の

中にも載せている。

- 現政権は、これからはODAを外交の強力な手段とするとして、特に日本再興戦略や国家安全保障戦略の中にもODAによる外交政策を打ち出している。その政策をどう展開するか。本年はODA60周年の年であり、ODAの歴史は、戦後、国連という平和的な場で話し合っ決めていくというところから始まり、特に、先進諸国による途上国支援、援助という形で60年に渡り行われてきた中で、それを外交の手段として位置づけるのは少し違うと思う。外交の手段となると国益が前面に出てくるため、ODAは軍事化の方向に一歩歩みだしたのではないかとの見方もある。1988年には、当時の竹下総理が竹下三原則（国際協力構想）を掲げたが、国際協力は軍事以外のことを指すという理解が明確にあった。1998年に提出された「21世紀に向けてのODA改革懇談会」（第1次ODA改革懇談会）の最終報告書では、「援助供与重点分野」の中で1番に上がっているのが「貧困対策と社会開発分野の重視」である。2番目に「経済インフラ整備の新たな展開」があり、3番目は「環境」、そして「開発途上国の女性支援」、「開発途上国の人作り（人材育成）」、「知的支援」、「グローバルパートナーシップの形成」、「国境を越えた地域協力」とあり、9番目に「紛争予防と開発、紛争後の復興・開発支援」が出てくる。この9番目の分野が今や1番目に上がってきている。
- 60年の開発援助においては、経済開発と社会開発と人間開発のどれが大事かというような議論があった。依然として経済開発が圧倒的に重視されているが、この三つ巴に平和構築、積極的平和主義が入ってくることによって、経済再興が中心になり、益々社会開発、人間開発が片隅に追いやられるのではないかとの懸念がある。人間の安全保障は一人一人の生活と命が大切にされるという解釈で進められてきたものだが、特に平和構築、復興支援という流れの中で人間の安全保障の意味するところが狭められ、開発、特に地域開発において大事にされてきた主体性とエンパワメントからの出発ではなく、武力によって平和を作りだし、その後の復興支援という流れの中での人間の安全保障という形になっていくのではないかという見方もある。
- また、民間連携がかなりクローズアップされている。これまでは、多面的、多様な取組があり、それぞれの主体的な取組が展開されていたが、今後は経済と安全保障という2つの大項目に向かって連携が進んでいくのではないかということに対して危惧がある。
- これまで開発援助が進められてきた中で、特に国際社会の中では「援助効果にかかるパリ宣言」にあるように援助の受取側のオーナーシップ、つまり、受取側が自分たちで考え、自分たちがすべきだと思ふ開発に対して支援をしていくという、オーナーシップを守るべきだということがしっかり確認されてきたが、今般、有識者懇談会から出された

報告にあるようにODAを外交の手段と位置づける中では、どこまでこのオーナーシップが守られるのかということが一つの課題としてあげられるのではないかと思う。

2. ODA大綱見直しのポイント（外務省）

外務省から、別添資料に基づき趣旨説明を行った。

3. 参加者からの主な御意見・御質問（関連意見・質問はまとめて記載）

●法的にどれだけ「国際協力NGOによるODA大綱見直し10の提言」に沿った形でODA大綱を変えられるのか。国会である程度の法的な枠組が作られているはずなので、いくら市民から意見を出しても沿えないことがあると思う中、特に理念、目的についてはどの程度変えられるのか。

●今回出た意見が言いつ放し、聞きつ放しとなることを心配している。今後、どのようなプロセスを経て、新大綱案に反映されるのか。また、現行大綱と新大綱の違いをはっきりさせてもらわないと討論も共倒れになる。現行ODA大綱のどこを主として見直しの対象とするのか。

—新大綱策定に当たって市民やNGOから出された意見を検討する上で特段の法的制約はなく、むしろ政策判断の問題として、各方面からの御意見を踏まえた上で、最終的に日本政府として今後のODAのあり方をどのように設定するかということになると考える。

—ODA大綱見直しに関する有識者懇談会の報告は、新大綱策定に当たっての重要なベースをなすものであるが、それに加え、広く一般に開かれた意見交換会の機会を関西や北海道でも行っているほか、経団連や商工会議所、国会議員や各府省からも多くの御意見をいただいている。それらの御意見を踏まえて政府の責任で作ることになる。順調に行けば、11月上旬頃には政府案を公表し、パブリックコメントに付す予定。すべての御意見を受け止めて、最終的な政府案を策定することになるが、全ての意見を受け入れると両立しないこともあると思われ、取り入れる意見と取り入れない意見があることは御理解いただきたい。最後は政府として今後のODAのあり方をどう考えるのか、総理や外務大臣が判断すべきことだと思う。

—今次ODA大綱の見直しの対象は、現行ODA大綱の全体である。前提条件なく見直そうと考えているが、その中で、大きなポイントと考えているのは2つある。1つは、戦略性の強化であり、外交政策の一環としての戦略性を強化することが重要との考え。もう1つは、現大綱においてあまり書かれていない官民連携も含む連携をしっかりと位置づけることが重要と考えている。政府だけでなく、NGOや国際機関を含めて、様々な主体が国際協力に携わっており、民間資金がODAの2倍から3倍も途上国に流れている現状を踏まえ、ODA以外の存在も十分に認識した上で、それらとの連携を考えながら、今後のODAのあり方を考えていくことが重要と考えている。

●韓国や中国等，日本の製造業におけるライバル国・企業は、アジアやアフリカで受注を得るために，非常に積極的・露骨にODA・経済援助を行っている。それに対し，例えば，高速鉄道の調査に日本がODAを出しながら，建設の受注は他国に持っていかれてしまう等，日本のODAがばらまきのODAになっていることを危惧している。日本のODAが中国に使われているのは本当か。配布資料には，中国の問題，中国がODAをどれだけやっているか等の数字も出ていない。ODAの費用対効果や，民間企業を通じて戻ってくるものも含めて，中国に出したODAがどれだけ戻ってくるのか，数字面で出してほしい。

●新興国が台頭する中で，先進国の間ではOECDの開発援助委員会（DAC）が一つの基準を示す機関となっている。有識者懇談会の報告の中でも援助協調に触れられており，DACに加盟する先進国との援助協調の指針としてはよくできていると思うが，新興国等のDAC非加盟国との協調についてはどのような方向で考えているのか。縛りのかからないDAC非加盟の新興国は勝手に好きなことができる中，日本が加盟するDACの枠組は旧態依然としていて実情に合わないのではないかと思うため，国内だけでなく，全体的なところを目指したODA大綱という面も必要ではないか。

—各国毎の援助方針については，大綱の中に位置づけることは必ずしもないが，ODAによる中国への支援は，既に一定の役割を果たしたと考えており，有償資金協力と一般無償資金協力は終了した。現在では，技術協力について両国が直面する共通の課題であって，日本国民の生命や安全に直接影響するものといった，限定され，かつ日本のためにもなる分野に絞り込んで実施しているほか，草の根無償資金協力により現地団体を通じた支援を実施している。さらに，コストシェア技術協力といった形で中国側にも応分の負担を求める等，今後の対中ODAのあり方については引き続き議論，検討していく考え。

—DACメンバーではない中国の対外援助には不透明な部分が多く，そのため，中国やブラジル等も巻き込んで開発について議論する「効果的開発協力に関するグローバルパートナーシップ」といった取組を行っているところ。新大綱においては，先進ドナー国だけでなく，三角協力も含めて新興国との連携もしっかりと位置づけたいと考えているが，大綱に書くだけでは意味がなく，それをどう具体化し，実現していくかが重要。なお，中国がDACに加盟する見込みがない中，中国がDACに加盟していないからといって，日本がDACから脱退して中国と同じ土俵に立つということは，日本に対する国際社会の信頼，尊敬を損なうことになり，決して日本のためにならないと考える。

●ODAに対して国民が悪いイメージを持っているのは，意思形成過程の情報が公開されていないからであり，今般のODA大綱見直しにおいても，これまでの議論をまず公開

すべき。また、ODA基本法を制定し、国会議員が案件毎に議論できるようにすべき。ODA予算については、財政投融资が外務省予算の2倍以上あるのに、本日の意見交換会に財務省が参加していないのはおかしい。現行大綱に基いてここ10年間実施されているODAのうち、ベーシックヒューマンニーズの割合が24%から38%ぐらいであるが、これをどう見るか。JICAには環境社会配慮に関する異議申立制度があるが、今後、ODA全体に対しても何らかの異議申立ての制度が必要ではないか。

- 住民参加及び先住民への配慮をぜひ新大綱に盛り込んでほしい。また、環境と開発の両立についても、環境の視点は大切だと思うので、地域全体への複合的かつ総合的な環境という視点が反映されるよう検討してほしい。
- ODA大綱の改定をなぜこのように急ぐ必要があるのか。ODAに対する国民の理解を得たいのであれば尚更急がずに、このような場を丁寧に、10年毎に改定するのであれば10年かけて話し合う等、政府がきちんとした場を準備してくれれば良いものができるのではないか。
- 大綱見直しの目的に国民的議論を起こすということがあるなら、新大綱の中に何年後に見直すという条項を入れたらどうか。また、例えば、10年後には大綱ではなくて基本法にするという動きが外務省の中にあるか。
- 青年海外協力隊（JOCV）は昭和40年代から歴史があるが、設立時の関連規定（日本青年海外協力隊要綱）には、「日本青年の広い国際的視野の涵養にも資さんとする」という目的と「相手国の社会的、経済的開発発展に協力し、これら諸国との親善と相互理解を深める」という2つの目的がうたわれていた。しかし、その後、国際協力事業団法の制定、ODA大綱の策定、JICAが銀行関係の事業と統合される中で、いつの間にか「青年育成」という目的が消されてしまった。法律制定に当たり、もう少し早い情報を国民側に提供してほしかった。また、最近のJOCVへの参加者の中には、ボランティア活動の一環という認識の参加者もいる一方、最近始まった民間会社による人材投資とも言える民間連携事業による参加者や帰国後に外務省職員や国連職員を目指す参加者もかなり現れてきているため、ボランティアと人材育成を一緒にくたにせず、分けて考えるべきではないか。
- ODAについては、事後報告の透明性ではなく、事前にどうしてこれに使うのか、なぜ出す必要があるのか、という透明性がより大事だと思う。例えば、安倍総理がバングラデシュに行かれた際に、4年か5年の間に6,000億円の支援を行うと報道されたが、ほとんどのバングラデシュの国民は内容を知らない。果たしてどのようにして実施する

のか、また、それが有償であれば、これまでどれだけ出して、どれだけ返ってきているのか、というのも議論の一つとして、今般のODA大綱見直しの議論の内容の中に入れるべきではないのか。その上で官民連携も大事なこと。両国における官民の研究、その研究機関の充実も、ODAの一つの柱にしたらよい。

- 外務省としては、各方面から御意見を伺うことも含め、必要なプロセスを経た上でODA大綱の見直しを進めていく考えであり、急ぐつもりは全くない。もしむやみやたらに急いでいるという印象を与えているのであれば、それは本不意であり、必要に応じてペースダウンも考えなければいけない。
- 新大綱を何年後に見直すかということについては、漠然と10年くらいを想定しているが、事前に10年と決める必要はないとの考え。必要があれば3年でも見直すこともありうる。状況の変化に応じて判断する。
- 個々のODA案件の採択については、外務省としても、なるべく透明性を高める試みとして、開発協力適正会議を設置しており、NGOや経団連等、様々な方々に委員になっていただいて、ODA案件形成中の調査段階でその是非につき議論いただいている。開発協力適正会議は、一般公開で行っており、一般の方もオブザーバーとして自由に傍聴できるほか、議事録も全て逐語で公開している。バングラデシュへの6,000億円の支援等も含め、政府によるODAのプレッジや実施については国会の場も含めて、政府として常に議論にさらされている。個々のODA案件の採択を国会承認事項にすることについては、外交の手段としての機動性を損なうことが懸念されるが、国民に対する説明責任・透明性は重要と考えており、その両立をどのように図るかは難しい問題。
- 円借款の財源としては、貸した円借款の返済金等の自己資金が大きいですが、財政投融资や財務省の一般会計による出資金も財源となっている。しかし、円借款の実施にあたっては、外務省をはじめ財務省、経済産業省の三省を中心に協議しながら決めており、円借款も含めたODA全体について、外務省が責任を持って政府内の調整を行っている。そのため、今般のODA大綱見直しの作業についても外務省が中心となって行っているもの。
- ODA全般に対する異議申立制度の創設については、現時点では具体的に考えていないが、外交政策について御意見、御批判等があれば、しっかりと受け止めなければならないと考えている。
- 「環境と開発の両立」については、現行ODA大綱においても援助実施上の原則の一つとしてしっかり位置づけており、新大綱においても基本的に維持したいと考えている。先住民族への配慮についても、環境面のみならず、社会的弱者への配慮という面も含めて、公正性の確保という点で、新大綱の中に盛り込むべき要素の一つと考えている。
- ODA基本法については、これまでも国会等の場で議論があった。もちろん基本法の内容によるが、注意しなければならないのは、外交政策の一環としてODAを実施するに当たって、その機動性、柔軟性を損なうことにならないよう配慮が必要であるという点。将来的な検討課

題と考えている。

—青年海外協力隊（JOCV）との関係では、過去の経緯は詳らかにしていないが、国会での議論は一定の透明性は確保された形で行われたのではないかと思う。また、JOCVは人材育成という観点もあると思う。国際機関への送込みも含め、開発協力を担う人材の育成についてはこれまでも様々な取組を行ってきており、引き続き強化していくべく、来年度の予算要求にも盛り込んでいる。日本として開発協力を担える人材、国際機関で日本のプレゼンスを発揮できる人材を外務省としても育てていきたい。個別具体的な施策までは新大綱の中に盛り込むということにはならないと思うが、大きな方針としては人材育成についても新大綱の中でしっかりと位置づけていきたい。

—相手国における情報公開については、ウェブサイトの活用や現地説明会の開催を通して、積極的に推進している。そのため、現時点で新たな制度を導入することは考えていないが、今後も相手国政府と連携しながら、引き続き努力していく。また、相手国の住民、特に直接的な影響を受ける地域の住民の理解を得られる形での援助の実施にこれまでも努めてきたが、引き続き努力していく。住民の方々が日本のODA案件について懸念や不安を持たれるケースもあったが、日本政府が相手国の政府を抜きにして住民とだけ話をするというのは適切ではないと考えており、まずは相手国の中で政府と住民の間でしっかりと対話してもらうことが必要不可欠。

—先方政府の合意なくしてODAはできないので、仮に相手国政府の中に合意がなければ、それをきちんと作るべきとして相手国政府への働きかけを行う。政府の中で人材育成が必要であれば人材育成も行い、仕組み作りからきちんと支援していく。（JICAからのコメント）

●安倍総理がインフラ輸出をかなり積極的に進めると表明されていたので、インフラ関係がもっと大きく課題や指針に出るか期待していたが、有識者懇談会の報告はフィロソフィーに寄り過ぎていて非常にわかりにくい。橋梁等を作るのは地域経済の活性化に資するので、この点をもう少し大きくとらえてほしい。

●平成24年度に中小企業の海外進出を支援する新しい制度を作っていただいた。「普及・実証事業」については1億円が上限になっているが、案件の内容によっては、その上限を外し、さらに、中小企業の民官連携、海外進出ができるような運用をしてほしい。また、「普及・実証事業」に採択された後、別途の案件で「案件化調査」に応募した際、JICAから、御社については既に1件採択したため、こちらは遠慮してほしいと言われた。別の案件が採択されていても、内容も聞かずに門前払いするのではなく、良いものであれば採択するよう、新ODA大綱案の下では、民間企業のノウハウを活かして海外進出をさせていこうという趣旨を活かす運用をして欲しい。

●今回のODA大綱は謙虚さに欠けていると思う。南回廊や東西回廊は、現地規則を反映

していない作りのため、企業は使えず、現地の軽車両しか走れない道となっているため、ほとんど使われていない。50年、100年を見据えた永続性のある援助をして欲しい。そのような大綱にして欲しい。

- 援助実施上の4原則は、ぜひ新大綱にも盛り込んでほしい。
- ODAを軍事目的に使用することはないということであるならば、拡大解釈されることのないよう、新大綱にはっきりと明確な文言で記載してほしい。また、原発輸出の技術協力について、原発事故を踏まえた上で原発協力、技術協力が成功すると考えているのか。
- 民間企業からODAが軍事的な組織やテロリスト等に流れることを防ぐ、又はチェックするようリスク管理システムの構築が必要ではないか。
- 現行ODA大綱では、少しでも軍事的な側面があるとODAとして扱うことができないと聞いている。新しいODA大綱ではそういった点を緩和することで支援の形が広がるかの解釈だが、そもそも現状において軍事利用しないことでどのような問題が起きているのか、新しいODA大綱になると、どのように便利になるのか、又は危険な状態になるのか。
- 新しいODA大綱においても非軍事的手段で平和を希求していくと聞き、安堵したが、その判断は憲法に基づいていると思うため、新しいODA大綱においてはその旨明示してほしい。また、ODAを外交的手段として使えば、軍事的手段に転用される可能性が高いと思うため、非軍事を強調し、軍事転用をしないということを明確にした方が混乱は起きないと思う。ちなみに、防衛省や自衛隊もODAを行っているのか、将来的にそのようなことがありうるのか。

—インフラ整備はこれまで重視してきており、新大綱の中にも書き込まれることになると思うが、その際、ハード面だけではなく、システム等ソフト面も含めた協力をしっかり行っていくことが重要と考えている。

—普及・実証事業をはじめとする中小企業の海外展開支援事業については、今後、実態を見ながら、制度を柔軟化する必要があるれば、改善を検討したい。

—日本のODAが謙虚さが足りないというのは非常に手厳しい御指摘。しっかりと長期に渡って活用されるようなインフラ整備が必要だということは御指摘のとおり。新大綱においては、「政府開発援助」という言葉に代えて「開発協力」という言葉を使うことを考えているが、その背景として、ODAの定義に縛られずに日本として必要な協力を行っていくということに加え、

「援助」という言葉が先進国が途上国を一方向的に助けるというイメージがあるのに対し、お互いに協力していくという途上国とのより対等なパートナーシップ関係を構築していきたいとの観点から、「援助」という言葉よりも「協力」という言葉が適当と考えている。この点についてはまだ議論があり、予断はできないが、有識者懇談会の報告でも「開発協力大綱」への名称変更が提案されている。

- 軍事的用途への使用回避も含めたいいわゆるODA 4原則については、基本的方針として新大綱においても維持したいとの考えであり、軍事的用途にODAを用いることは考えていない。有識者懇談会の報告でも、非軍事的な協力により国際社会に貢献していくということを日本の援助の基本方針として位置づけるべきとの指摘をいただいております、外務省としてもこれを重く受け止め、新大綱にも然るべく反映させていく考え。これまで、軍の傘下にある、又は軍籍を有するからといって、ODAによる支援が全くできなかったわけではないが、比較的形式的に判断の重きを置いていたという反省の下に、今後は形式も見るが、中身についても個別具体的にしっかりと軍事的用途に用いられるおそれの有無を見極めることが必要との考え。ODAのやり方が大きく変わる、今までできなかったことをできるようにするという事ではない。
- 原発輸出の関係では、OECDの輸出信用ガイドライン上、基本的にはODAを原発輸出のために使うことは禁じられているため、これをする事は考えていない。
- 軍事転用の回避については、基本的に政府間の協力では、相手国政府からは目的外に使わないことにつき責任をもった約束を取り付けるとともに、日本側としてモニタリングもしっかり行うことになるが、案件内容、援助の必要性の観点から、我が方として軍事転用のおそれの有無を見極めるということがまずもって大事だとの認識。軍事外にも不適切な使用があれば是正していく。
- 有識者懇談会の議論の中でも、特に人間の安全保障という考え方は、日本国憲法前文の「恐怖からの自由」、「欠乏からの自由」に共通するのではないかと議論があった。ODAの軍事的用途への使用回避については、憲法で直接定められているというよりも、むしろODA政策としての判断と認識しているが、平和主義については、来年で戦後70年になる日本がこれまで貫いてきた考え方として、新大綱の中で言及することも検討している。また、現時点では自衛隊を含む防衛省はODA予算を持っていない。自衛隊がODAを今後も行わないのかという点については、当方が申し上げる話ではないが、現在も自衛隊による能力構築支援や国際緊急援助隊として自衛隊の医官が途上国で診療行為に当たる等、ODAとはカウントしていないが、内容的にはODAのような活動も行っていると承知している。

〔意見交換会のご発言のあった上記ご意見・ご質問に加え、別途書面にて提出いただいたご意見の要旨は、次のとおりです。〕

- 誰のためのODAかという疑問がある。日本のためのODAなら他国に迷惑をかけない支援をすべきである。日本への利益は付加価値として考え、他国の住民のために使うODAとして考えるべきである。大綱見直し案は日本の利益＝経済的利益を孕んでいる。

それによって被害を受ける人が出ない策にすべき。「何でもできる」から「何でもする」大綱にしないでほしい。

- ODAは政府が行うボランティア活動のように感じてしまう。ODAが一種の外交であるというのであれば、援助がどのように外交につながり、日本の益となっているのか、わかりやすく主張できる大綱にすべきだと思う。
- これから日本が抱えるであろう課題、すでに抱えている課題が解消されていくようなODAのあり方がこれから求められていく。その意味で、有識者懇談会報告書にある「重点課題（ア）質の高い成長とそれを通じた貧困撲滅」の考え方を軸に置いたODA政策となることを望む。
- 経常収支の黒字を長く維持し、海外資産のストックの維持拡大を狙うのであれば、民間投資との一体運営は不可避であり、もっと大きく打ち出してほしい。
- 国際協力の概念は、国家と国家よりは民と民の協力を考えることが未来を見据えた概念と思われるので、「国際協力」について改めて問う必要があると考える。
- 100年後も被援助国から評価（尊敬）されるODAの実施を目指してほしい。
- インフラ支援は保守管理ノウハウと拡張の考慮、法体系等ソフトのODAと一貫性を持った支援、ODAを実施している各省の連携が必要。継続的な援助実施のためにもその方針を明確に示してほしい。
- 官民連携、民間の投資、海外進出をより促進するためには現地の治安改善が重要なポイントと考える。ODAで相手国の治安能力を向上させることに資金が活用されればより民間の進出のバックアップにつながると思う。
- ODAの軍事利用は現地の人に対しても日本にとってもよくない結果になるので、援助は非軍事を徹底すべきではないか。憲法を守ることを明記すべきである。軍隊の非戦闘分野での活動については懸念がある。
- 軍事支出、大量破壊兵器、ミサイルの開発製造等の項目において、「十分注意を払うべきである」を盛り込むことは重要。
- 人材育成・開発教育に関して、青年海外協力隊等の人材活用方法を考えて欲しい。

- 外務省はODAへの国民の理解を得るために努力しているのか。市民からの意見に対して単に難しい、意味が薄いではなく、なぜそう考えるのか、どうすればよくなるのかをお互いが力を注ぎ合えるとよい。国民的理解を得るにはこのようなプロセスが非常に有意義かつ必要。
- 日本がどれくらいの頻度で根本的な対応を行うか考えていることを示す外国へのメッセージとして、また、国民への予測可能性を高め、国民的議論を起こしやすくするためにもODA大綱見直し条項を含めておくべき。

4. 閉会の挨拶（名古屋NGOセンター）

外務省には率直に話してもらったが、この場にODA大綱の原案が骨子でもあれば、もっと突っ込んだ議論ができ、よりODA大綱の改定作業に携わることができたと思う。今後はパブリックコメントや公聴会を開くとのことだが、ぜひこの場で出た意見を字句修正や部分的な修正ではなく、大きく取り入れていくような姿勢で開催して欲しい。外務省、モデレーターを努めていただいたNPO法人泉京・垂井、JICAに感謝。

（了）